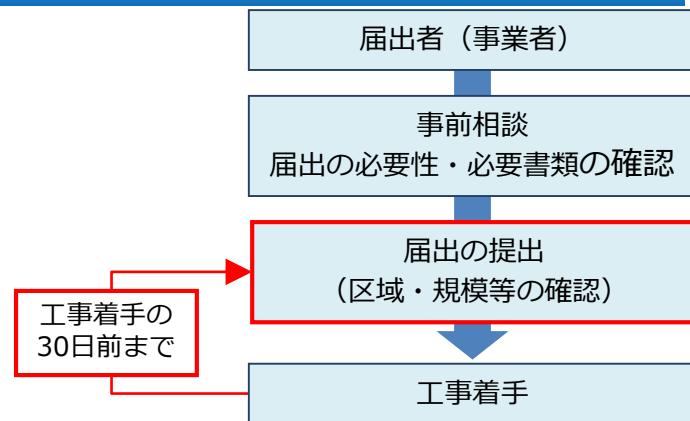


6. 届出の書類等

届出は以下の対象行為により、あらかじめ定められている届出書様式（2部）に添付書類を添えて行います。様式については、高松市立地適正化計画ホームページからダウンロードできます。

対象行為	届出書様式	都市再生特別措置法施行規則	添付書類【例】	
住宅の建築等に 係る届出	開発行為 の場合	様式1	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	・開発位置図
			・設計図	・土地利用計画図・配置図
			・その他参考となる事項を記載した図書	・計画敷地求積図など
	建築行為 の場合	様式2	・敷地内における建築物の位置を表示する図面	・付近見取図 ・配置図（各建物の配置が分かるものが望ましい）
			・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図	・平面図 ・立面図（2面以上）
			・その他参考となる事項を記載した図書	
誘導施設の建築等に 係る届出	開発行為 の場合	様式4	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	・開発位置図
			・設計図	・土地利用計画図・配置図 ・建物平面図
			・その他参考となる事項を記載した図書	・計画敷地求積図など
	建築行為 の場合	様式5	・敷地内における建築物の位置を表示する図面	・付近見取図 ・配置図
			・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図	・平面図 ・立面図（2面以上）
			・その他参考となる事項を記載した図書	

7. 手続きの流れ



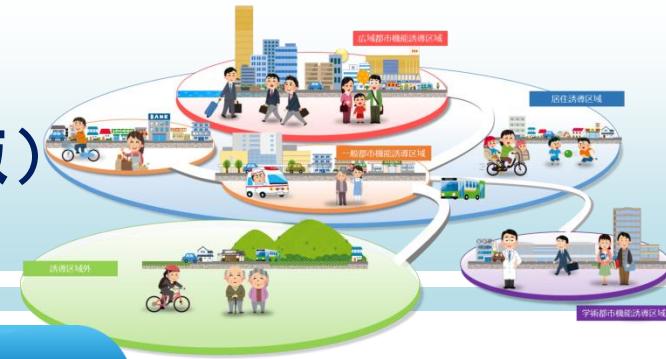
※届出の提出後、行為の計画に変更があった場合は変更の届出が必要です。
※都市再生特別措置法第88条及び第108条の規定に基づき勧告を行うことがあります。

作成・問い合わせ先

高松市 市民政策局 コンパクト・エコシティ推進部 まちづくり企画課
高松市番町一丁目8番15号
TEL 087-839-2136 FAX 087-839-2125
Email : machiki@city.takamatsu.lg.jp
URL : <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/machidukuri/toshi/tekiseika/ecocity2018.html>



高松市立地適正化計画 届出の手引き(概要版)



1. 立地適正化計画

立地適正化計画とは

立地適正化計画は、急速な人口減少と高齢化に対応し、今後も持続可能な都市としていくため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、行政と住民や民間事業者が一体となって、持続可能な集約型のまちづくりを目的とした計画です。

立地適正化計画の策定により変わること

都市再生特別措置法第88条、第108条の規定により、市町村が立地適正化計画を策定・公表した際には、**居住誘導区域の外で一定規模以上の住宅を整備する場合、又は都市機能誘導区域の外で誘導施設を整備する場合、その行為を行おうとする者は、行為に着手する日の30日前までに市町村に届出が必要となります。**

届出制度の目的

居住誘導区域以外における開発行為等の動きや都市機能誘導区域以外における誘導施設の立地動向を把握し、持続可能なまちづくりを目指すため、今後の誘導施策の検討に役立てるものです。

2. 誘導区域・誘導施設の概要

本市では、3種類の都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定しています。



誘導施設 居住者の共同の福祉や利便の向上を図る施設（医療・福祉・商業等）

○都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

広域都市機能誘導区域

環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、広域的な役割をもった都市機能の維持・誘導を図る区域

一般都市機能誘導区域

居住に近い地域で利便性の高いサービスを受けられるよう、日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図る区域

学術都市機能誘導区域

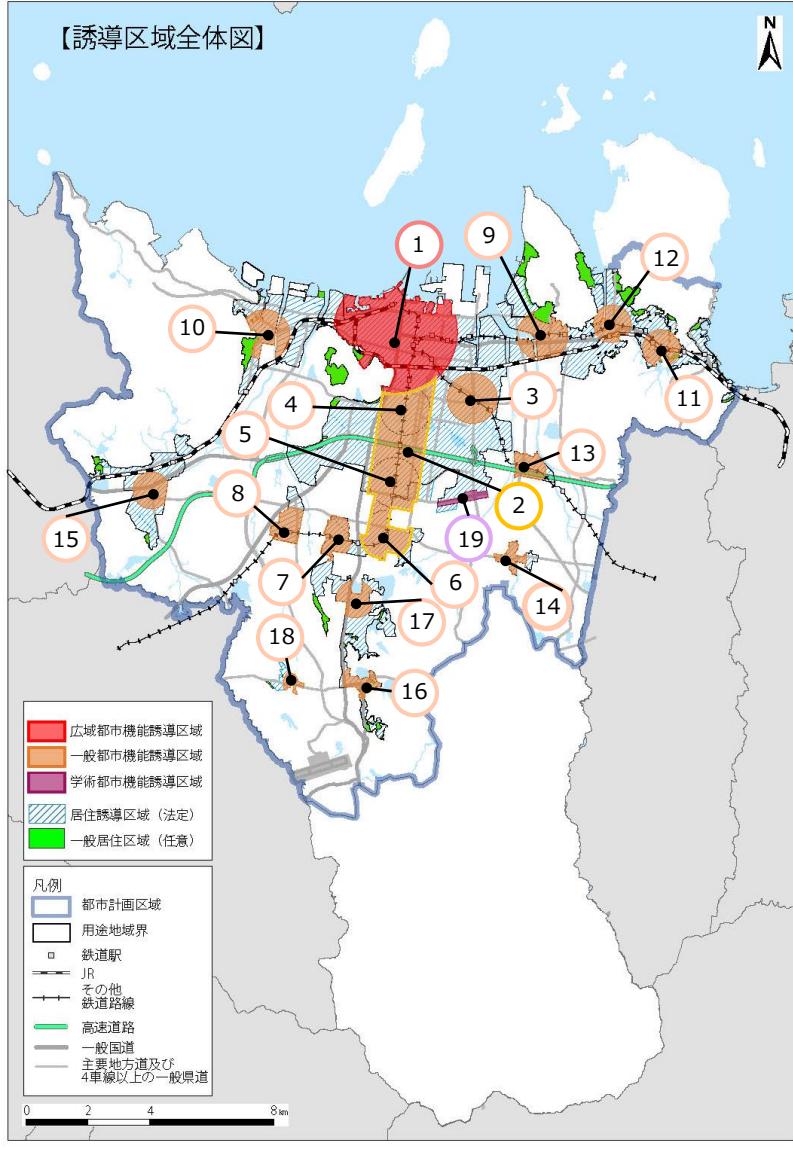
研究開発や新規産業創出の拠点として、学術・研究等の都市機能の維持・誘導を図る区域

○居住誘導区域

一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

3. 誘導区域全体図

拠点名	
広域都市機能誘導区域	
1	都心地域
一般都市機能誘導区域	
3	木太地区
4	太田第2地区
5	太田地区
6	仏生山地区
7	一宮地区
8	円座地区
9	屋島地区
10	香西地区
11	牟礼東地区
12	牟礼西地区
13	川添地区
14	川島地区
15	国分寺地区
16	香川南地区
17	香川北地区
18	香南地区
学術都市機能誘導地域	
19	香川イノベーションパーク



4. 誘導施設

	施設の種類	例示施設	誘導施設の設定		
			広域	一般	学術
行政機能	本庁 総合センター		○	—	—
介護・保健機能	地域包括支援センター 保健センター		○	○	—
商業機能	百貨店 複合型商業施設 (再開発・駅ビル) 食品スーパー(1,000㎡以上)	高松三越 丸亀町グリーン 瓦町FLAG	○	—	—
医療機能	地域医療支援病院 診療所(内科・外科(整形外科を含む)・小児科)	具立中央病院	○	—	—
金融機能	銀行等の金融機関		○	○	—
教育・文化・交流機能	文化(多目的)ホール 体育館・美術館 教育交流施設	サンポートホール高松 新具立体育館 高松ミライエ	○	—	—
	図書館・大学	香川大学	○	—	○
	交流センター		—	○	—
	コンベンション施設 研究施設	かがわ国際会議場	○	—	○

5. 届出の必要な行為

(1) 住宅の建築等に係る届出(都市再生特別措置法第88条関係)

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合、市長へ届け出る必要があります。

開発行為

3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
(例1) 3戸の開発行為

1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で1,000㎡以上のもの
(例2) 1戸又は2戸の開発行為

建築行為

3戸以上の住宅を新築する場合
(例1) 3戸の建築行為

建築物を改築し、3戸以上の住宅とする場合
建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
(例2) 建築物を改築し、3戸以上の住宅とした建築行為

(2) 誘導施設の建築等に係る届出(都市再生特別措置法第108条関係)

都市機能誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、市長へ届け出る必要があります。

開発行為

誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

建築行為

誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

区域による届出判断のイメージ

